

# 営繕工事における週休2日促進工事实施要領

## 1. 目的

本実施要領は、営繕工事における週休2日の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とする。

## 2. 用語の定義

### (1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

### (2) 対象期間

現場着手日から現場完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

### (5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所等の日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所等率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所の日数に含めるものとする。

### (6) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

### (7) 現場完了日

工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

## 3. 対象工事

本実施要領は営繕工事に適用する。

ただし、現場の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

## 4. 発注方法

発注者が週休2日に取り組むことを指定する発注者指定方式とする。

## 5. 積算方法等

### (1) 補正方法

労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を1.05倍に補正する（市場単価等の補正率は、令和2年6月23日付け国営積第4号、大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長を準用する）。

### (2) 積算及び変更方法

前項により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所等率の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合、建設工事請負契約書第24条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

## 6. 対象工事である旨等の明示

(1) 対象工事である旨等の明示は、特記仕様書への記載により行うものとする。

(2) 前項の記載は、別記の記載例を参考にするものとする。

## 7. 現場閉所等率の確認方法等

### (1) 現場閉所等率の確認方法

#### ①現場着手前

- ・監督職員は、現場閉所等の予定日を記載した「計画工程表」等を受注者から受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・監督職員は、「対象期間」の設定として、現場着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「計画工程表」を作成する。

#### ②現場着手後

- ・監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所等の予定日を記載した「計画工程表」等を受注者から受領し、現場閉所等の状況を確認する。
- ・分離発注工事の受注者は、「計画工程表」の修正にあたっては、各受注者間で調整を行う。
- ・監督職員は、受注者が作成する現場閉所等の日が記載された「工事履行報告書」等により、定期的に対象期間内の現場閉所等の日数を確認する。
- ・受注者は、監督職員による現場閉所等の状況確認のため「工事履行報告書」等に現場閉所等の日数を記載し、監督職員に提出する。

#### ③その他留意事項

- ・受注者は、現場閉所等の状況を確認するにあたり、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・監督職員は、現場閉所等の前日などに、現場閉所等の日に作業が発生するような指示等を行わないよう配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工

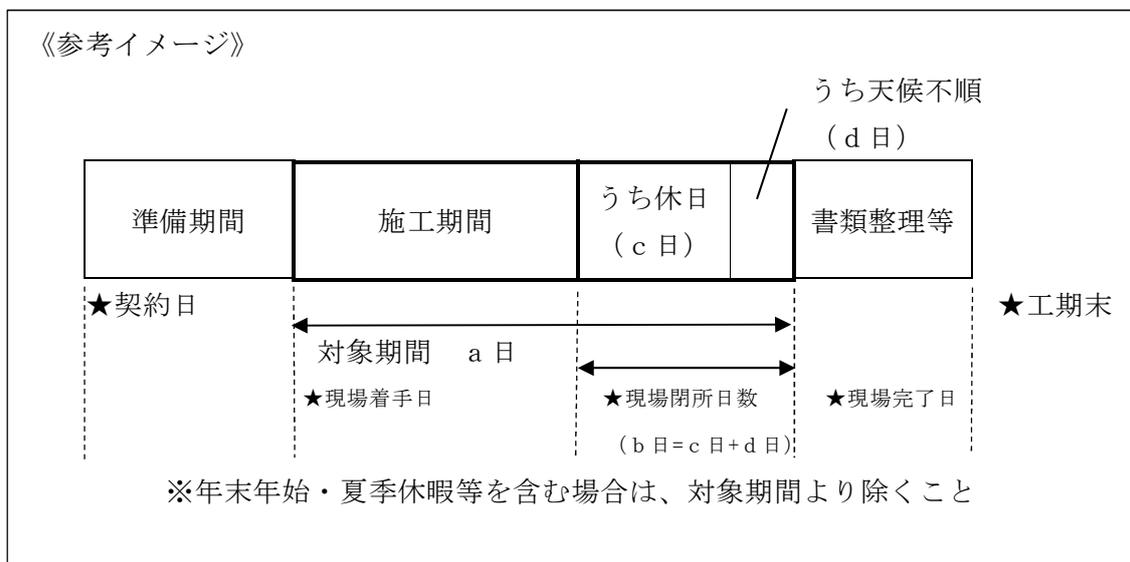
期間を考慮して、全体の工程に遅れが生じないように、各工程間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

- ・監督職員は、工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合、その都度、受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「工事履行報告書」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

## (2) 現場閉所等率の確認方法

現場閉所等率 (%) = 現場閉所日数 (b) \* ÷ 対象期間 (a)

- \* 現場閉所日数 (b) とは、原則として、1 週間のうち 2 日、現場を閉所した日数であり、その週で確保できない場合は、対象期間内で現場閉所日の振替を行うことができる。



## (3) 週休 2 日促進工事の見える化

受注者は、施設管理者の承諾を前提に週休 2 日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

## (4) 適正な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

## (5) 工事成績評定

監督職員は、富山市建設請負工事成績評定要領において「工程管理 (休日の確保)」を標準の評価項目として設定していることから、週休 2 日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

## (6) 元請下請の取引の適正化

受注者は、週休 2 日促進工事の実施にあたり、工期や契約金等について下請業者へのし

わ寄せが生じることのないようにする。

#### 8. その他

本実施要領に定めのない事項又は本実施要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

#### 附則

本実施要領は、令和5年4月1日以降に公告または指名通知を行う営繕工事から適用する。

(別記) 特記仕様書等における記載例

特記仕様書には、次のとおり記載する。

(週休2日促進工事)

1. 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日促進工事である。
2. 工事の実施にあたっては、「営繕工事における週休2日促進工事実施要領」に基づくものとする。